

技委発第15-1号通達
平成27年 5月16日

関係各位

技術委員長 阿南 喜裕
(公印省略)

技術委員会関連書式統一に関する通達

今回の通達に関する運用は、公開即日適用としますので、ご理解の上、周知徹底をお願い致します。

1. 公認用具に関して（IPF公認品）

- ① 国際競技会、全国競技会及び日本記録挑戦時（ブロック競技会を含む）には、IPF公認品のみの使用が認められるが、それらの一覧はIPFホームページ上で確認することができる。原則として4年周期での更新（オリンピックイヤーのみ）となるが、公認品・公認メーカーが随時追加される場合もあるので、選手・審判員として上記競技会に参加される際には、事前に確認しておくことが望ましい。

以下に公認品リストのリンク先を貼付する。（英語版）

http://www.powerlifting-ipf.com/fileadmin/data/Technical_Rules/IPFV3.1_final_Approved_List_01.01.2015.pdf

※画像等は、各メーカーのサイトに一部掲載されているので参照のこと。

2. 公式競技会認定申請書に関して

- ① 2015年1月1日より、公認メーカー追加の為、一部改訂されたものを公開している。なお、日本記録公認申請書及び大会記録表に関しては、JPAホームページよりダウンロードして使用すること。技術委員会から個別に発送しないので注意のこと。
- ② ここ最近の申請状況として、期限を大幅に越えるもの、開催要項を添付していないものが散見される。要項添付無き場合は、審査不可能なため公認されないので注意すること。

3. 公認審判員昇級申請書に関して

- ① 2015年3月1日より、公認審判員規程が一部見直され、推薦基準が改訂された。それに伴い、公認審判員昇級申請書にも一部不備が発生したため、これを以って差替えとする。
- ② 上記の改訂に伴い、昇級試験受験申込の締切日は、各受験希望の実技試験実施日3ヶ月前までと変更された。但し、すべての書類に不備なく受理されるまでに締切日を超えた場合は認められないので、日程には余裕を持って提出すること。

4. 日本記録申請書に関して

- ① 現在使用されている日本記録申請書を改訂し、種目を問わず統一のものに書式変更する。従来の書式では、各種目ごとに更新カテゴリーが相違する場合に表記できなかったが、それが可能な形式に改訂されている。
- ② なお、日本記録申請において、トータル記録及び重複カテゴリーの申請漏れが大変よく目立つ。陪審員・大会役員は、記録挑戦及び申請書提出の際に記載漏れ無き様入念にチェックすること。

5. 商品購入申込書に関して

- ① 審判員実務の際に使用するネクタイ、最新ルールブック等を購入希望される際は、購入申込書に必要事項を漏れなく記入し、FAXまたはメールにて申し込むこと。
- ② 受注ミスを防止するため、従来の口頭のみ、またはメール文面のみでの発注は受け付けない。

6. 公認審判員再登録申込書に関して

- ① 現段階において、継続登録が中断された際の公認審判員再登録、及び年度登録中の転勤等による登録内容変更の際に使用する書式を新たに作成する。
書式内の該当箇所に☑を記し、使用目的を区別すること。
- ② 公認審判員再登録申込が可能な条件は、公認審判員規程上に明記されているので、そちらで確認のこと。
- ③ 公認審判員再登録の際は、資格回復の講習を受講する必要がある。講習受講申し込みの際にこの用紙を用い、受講証明欄に担当講師の署名（自署）記載されたものを各所属協会に提出することで手続きできるものとする。

《問い合わせ先》

TEL 090-4140-8270（22時以降）

FAX 086-899-6970

メール anany1975@yahoo.co.jp

JPA 技術委員会 阿南 喜裕